

# 国民健康保険制度が変わります。

住民課 内線242

国民皆保険を堅持し将来にわたり持続可能なものとし、皆さんが安心して医療を受けることができるよう、国において医療保険制度の見直しが進められております。平成20年4月より国民健康保険制度についても様々な変更がありますので、主な変更内容についてお知らせします。

## ◆前期高齢者（70歳から74歳の被保険者）の自己負担割合等の変更

70歳から74歳までの前期高齢者の自己負担割合は、3割負担（上位所得者）の方と1割負担（一般）の方となっています。この内、現在1割負担に該当する方が2割負担に変更となります。

また、医療費が高額となった場合に、自己負担限度額を超えると払い戻しされる高額療養費制度の自己負担限度額についても、下表のとおり変更されます。

前期高齢者（一般）の自己負担限度額

外来（個人単位）		外来+入院（世帯単位）	
変更前	変更後	変更前	変更後
12,000円	24,600円	44,400円	62,100円（※多数該当44,400円）

※過去12か月に3回以上高額医療費の支給を受け4回目の支給に該当

※1 今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、70歳から74歳の自己負担割合について、以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされました。なお、正式決定された場合は、3月に新たな高齢受給者証を再発行させていただきます。

○2割負担となる70歳から74歳の方について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間自己負担割合が1割に据え置かれます。

（注）※1については、広報ふそう配布時に正式決定となっている場合があります。

## ◆義務教育就学前の被保険者の自己負担割合の変更

現在、3歳未満が2割負担となっていますが、義務教育就学前までの被保険者が2割負担となります。

## ◆高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険各制度（国保、被用者保険等）の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、医療保険と介護保険の月ごとの自己負担限度額を適用した後、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し一定の限度額を超えた場合は、限度額を超えた分が支給されます。

高額医療・高額介護合算制度 自己負担限度額（年額）

	国民健康保険+介護保険（70歳～74歳）	国民健康保険+介護保険（70歳未満）
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	126万円
一般所得者	62万円	67万円
低所得者	II	34万円
	I	

## ◆退職者医療制度の変更

75歳未満で被用者年金（厚生年金等）に20年以上加入された方等で、年金給付を受けることができる方及びその被扶養者で、国民健康保険の加入者については退職医療制度により医療を受けることになっておりますが、この制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に変更となります。

このため、65歳になると一般被保険者となりますので、平成20年4月に退職被保険者から一般被保険者となられる方については、3月下旬に一般被保険者証を発行いたします。

## ◆国民健康保険税の見直し

後期高齢者制度の開始により、75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することとなり、国民健康保険から脱退することとなります。この後期高齢者医療制度を運営するため、国民健康保険や社会保険等から後期高齢者支援金として一定の負担を行うこととなります。この支援金等の納付に要する費用として「後期高齢者支援金分」が国民健康保険税として新たに新設されます。

なお、後期高齢者制度被保険者の保険料負担や老人保健制度の廃止などにより、現在の保険税からの単なる上乗せになるわけではありませんが、税率については様々な制度の変更を踏まえ見直しを行います。

## 国民健康保険税の特別徴収について

65歳以上の年金を受給されている方で、年額18万円以上の年金を受け取っている場合は年金から保険税が天引きされます。(特別徴収)

ただし、介護保険料と合わせた保険税額が年金額の2分の1を超える場合、同世帯に65歳未満の国保加入者がいる場合、世帯主が国保加入者でない場合などは納付書等により収めていただくことになります。(普通徴収)

なお、扶桑町国民健康保険では、特別徴収の開始時期を平成20年10月から予定しております。

## 特定健診・特定保健指導について

現在増え続ける医療費の多くを占めるのは生活習慣病です。生活習慣病となる原因の内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査・保健指導を実施し、生活習慣病の発生を予防していきます。

特定健診の対象者は、40歳から74歳までの方で、加入する保険者単位で実施されます。扶桑町国保加入者は扶桑町国保から健診の案内が送付されます。健診は年に1回実施され、健診結果により保健指導の該当となった場合は保健指導の案内が送付されます。

問合せ 住民課 保険医療グループ 内線 242

# Zoom

## 第25回走ろう会

冬の恒例行事である「走ろう会」が今年も晴天のもと開催されました。今年は、少し距離やコースの名称を見直し、1,167名(仮装の部6チーム含む)の方が参加しました。また、ぜんざいのサービスがボランティアの方により復活し、好評を得ました。



交通安全宣言



表彰式



仮装の部



スタート



駅伝選手紹介



町村の部7位入賞

力走する於久くん(上)

町長から激励を受ける選手たち(下)



第2回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が愛・地球博記念公園で昨年引き続き開催されました。みなさま方の温かい声援を受け、扶桑町代表選手たちは、町村の部で7位の入賞を果たしました。ご声援ありがとうございました。